

建設業退職金共済証紙購入状況報告書作成上の注意

1 掛金収納書

- (1) 「発注者名」の欄については、鎌倉市長等契約書上の発注者を記入してください。
なお、下請負業者が購入する場合には、元請負業者名を記入してください。
- (2) 「元請契約の工事番号及び工事名」については、契約書等のおりに記入してください。
なお、下請負業者が購入する場合についても同様とします。

2 建設業退職金共済証紙購入状況報告書

- (1) 建設業退職金共済制度（以下、「建退共制度」という。）の掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書（様式2号）を工事請負契約締結後1ヶ月以内に提出してください。
- (2) あて名は契約書上の発注者を記入してください。
- (3) 「工事名」、「契約年月日」、「請負金額」、「変更請負金額」は契約書のおりに記入してください。
- (4) 購入額の記入方法

ア 「共済証紙購入の考え方に基づき計算した参考額」は、別紙「共済証紙購入の考え方について」（裏面）のおりとし、「工事種類別及び請負金額の当てはまる割合」及び「対象工事における労働者の建退共制度加入率（%）」を記入し算出してください。

変更契約を締結した場合は「共済証紙購入の考え方に基づき計算した参考額」を算出し直してください。

イ 「共済証紙購入額」は掛金収納書に記載されている金額（下請負業者の収納書がある場合は、それを合算した金額）を記入してください。

共済証紙を追加購入した時は、「共済証紙購入額」はそれ以前に購入した金額を含んだ合計額を記載してください。

- (5) 掛金収納書（契約者が発注者へ）の貼付がない又は、共済証紙の購入額が少ない場合の理由欄記入方法

この報告書に掛金収納書の貼付がない場合及び報告書の「共済証紙購入の考え方に基づき計算した参考額」に対し「共済証紙購入額」が少ない場合は、その理由を記入してください。

その理由とは、

- ア 会社に退職金制度がある。
- イ 従業員が中小企業退職金共済事業の被保険者である。
- ウ その他の退職金制度に加入している。（以上は、貼付しない場合の理由）
- エ 対象労働者数及び就労予定日数を把握して計算した。（少ない場合の理由）
- オ その他

の場合をいいます。

- (6) 共済証紙取扱機関から証紙を購入のうえ、取扱機関から交付される掛金収納書（契約者が発注者へ）を貼付してください。

なお、契約者が工事の一部を下請負に付した場合で、下請負業者が自ら証紙を購入した場合にはその掛金収納書（契約者が発注者へ）も併せて貼付してください。

別紙

共済証紙購入の考え方について

共済証紙購入額の把握が困難な場合は、

$$\text{(請負金額)} \times \text{(下記表の率)} \times \left(\frac{\text{対象工事における労働者の建退共制度加入率 (\%)}}{70\%} \right)$$

により算出した額を参考としてください。

工事種別 請負金額	土 木					
	舗 装	橋梁等	随 道	堰 堤	浚渫・埋立	その他 の土木
1,000～ 9,999 千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～ 49,999 千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～ 99,999 千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999 千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000 千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 請負金額	建 築		設 備	
	住宅・ 同設備	非住宅 ・同設備	屋外の 電気等	機械器具 設置
1,000～ 9,999 千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000～ 49,999 千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000～ 99,999 千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000～499,999 千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000 千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

(注) 請負金額は消費税相当額を含みます。